

平成30年第2回定例会議事日程（第3号）

平成30年6月19日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

山 本 定 生 議 員

岸 本 加代子 議 員

梅 津 義 信 議 員

是 石 利 彦 議 員

平成30年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成30年6月19日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月19日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は、通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましては、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。

時間の経過は、議場内に表示されますので、消費時間を確認し、厳守してください。

1番、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本です。6月の一般質問に入りたいと思いますが、きのう大阪を中心とした地震が起こりました。まだ、検証とかいろいろできておりませんが、その中では小学校に通学中の女の子、その子供たちを見守るための見守り隊の方が犠牲になったとお聞きします。大変このことに心を痛めお悔やみ申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。

地方創生交付金事業に関して、まちづくり会社についてお聞きします。

現在までの状況と、募集や問い合わせなどを含めての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

このまちづくり会社でございますが、吉富町で今行ってますまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されまして、数々の施策を実施しているところでございます。その中でも特に、力を注いで取り組んでおりますのが、この国の地方創生交付金を活用して、平成28年度より5カ年計画にて実施しております女子集客のまち推進事業でございます。

この事業の詳細につきましては、2番目の質問、女子集客のまちづくりについてというところ

で述べたいと思いますが、将来的にこの事業を継承、そして発展させる担い手としてまちづくり会社の設立を計画しておるところでございます。

現在、その社長になるべき人材につきまして、広く公募をしているところでございます、22日の締め切りとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今募集の内容については、22日、今週いっぱい締め切りというふうに向っているわけですが、この方、創業支援スクールとか賄っている方がなるとかいう話とかもあったり、あとはマーケティングプロデューサーという方、こういう方がいらっしゃって、その方に社長になってもらうというのがももとの趣旨ではなかったのかなと思ったんですが、この件はどうなったのでしょうか。

今回の新規の採用、今かけている募集が前提となるのか。今22日までやっていると言われましたが、仮に募集がない場合、この事業はどうなるのでしょうか。

もう一つ、地域おこし協力隊のときのように、1名しか募集が仮になかった場合は、自動的にその方が採用となるのか。その辺も含めて、あとは合否の判断はどのような形ですか、その辺を詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今までこの女子集客のまち推進事業の中で、マーケティングプロデューサーの育成というようなことでも取り組んでまいりました。28年、29年度につきましても、そういったマーケティングプロデューサーの育成ということは、行ってきたわけですが、その方とは別に、広く公募でまちづくり会社の核となる人材を募集したほうがいいんじゃないかというふうに判断いたしました。今回募集をしたわけでございます。

実際、この募集の人材につきましては、議員さんおっしゃいましたように、創業支援スクールの出身であるとか、マーケティングプロデューサーの経験者であるとか、そういったことは一切問うてはございません。この吉富町の事業に今から核となっていく人材として、それだけの情熱等をお持ちで、将来的にはこのまちづくり会社は自操していただくことになるんですが、そういった資金面も考えたところでのそういったやる気です、そういったところの意欲みたいなものを募集の要件としておるところでございます。

今のところ、22日までの締め切りということで、1名の方から質問みたいなものは来ましたが、正式な申し込みは今のところはまだない状態ではございます。

仮にもしその1名の方の募集のみであったとしても、書類選考、それから面談等行いまして、

町が希望しているというか、町が望むべきそれだけの人材であるかどうかを判断し、1名イコールそのまま採用ということはないかと思っていますところでございます。

今回の22日までの締め切りで募集がなかった場合は、再募集をかけたいと思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、いろいろお聞きしたわけですが、吉富町としては、こういう形でやりたいという3カ年計画なるもので、始めた事業だと思っんです。3カ年目に来ている事業だと思っんです。そのために、もともとは創業支援スクールを開く、その中で吉富町のことをよく知っていただいて、そこにいろいろ教えて、一番いい形の方に、今やっているまちづくり会社というのは、女子集客のまちからマルシェから全てが入るわけですよ。ということは、ここ一番詳しい方に担ってもらおうということが、もともとの始まりだと私は思っんです。

しかし、一般応募だけとなると、若干その辺が軌道修正されたのかなと思っんで、その計画については、また後日改めたいと思っますが、仮に、もう一つ聞きたいんですが、1名の方が社長になられたとします。この方が途中でやめた場合、もしくは何らかの問題とか町との方向性が変わってきたとか、このような場合はどうされるのでしょうか。

あと、この方というのは、どういう業務内容というのは、まだ詳しくは決まっっていないんだと思っます。ということは、兼業であったり兼職であったりという方も出てくるかもしれません。もしくはその後にするかもしれません。このような場合は、どの範囲まで認める形なんでしょうか。何かそういう想定とかされてるんでしょうか。その辺も含めて説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 現在のところ、募集をかけている状態ですが、申し込みはありませんので、その方がどういった経歴であるかというようなこともつかめておりませんので、その個々、個々での募集の後の対応になろうかと思っますが、町といたしましては、この面談等でしっかりと人物を見きわめた上、この町の発展のために寄与していただける、そういった人物を選びたいと思っっております。

そうはいいまして、いろいろな都合で途中でやめられるというようなこともあるかも知れませんが、その場合は、一度解任ということになろうかと思っます。また改めての募集なりという話になるのではなからうかなと思っますが、今現在まだそういった段階ではございませぬ。とにかく1人でも多くの方に応募していただいて、吉富町の発展に寄与していただければなと思っているところでございませぬ。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この件は、その後の話も続くんでしょから、一応3問行きましたので、続いて2番目の項目に行きたいと思います。

女子集客のまちづくりについてお聞きします。

丸1年以上マルシェなど行っているわけですが、この件で女子集客という名前ですから、女子がふえたんでしょうか。これによって、人口増につながったとか、何かそういうものがあるんでしょうか。もしくは吉富の購買力が上がって税収がふえたとか、何かそういう具体的な数字というのはあるんでしょうか。説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この女子集客のまち推進事業でいろいろチャレンジショップの運営や交流マルシェの実施、創業支援スクールの開催等を行っているわけでございます。

女子の集客がふえたかという質問でございますが、具体的なデータはとってはございません。女子が何名、男性が何名というような具体的なデータはございませんが、女子に我々が注目した理由といたしましては、女性は購買の意欲が高いとか、買い物そのものを楽しむとか、ロコミによる拡散効果が高いとか、複数で行動をすることが多いとか、交流参加に積極的というようなことですね。

財布のひもを握っているとか、こういったことも通常言われますけど、そういったところでやはり女性の購買意欲、これに町としてもこの事業の目玉、核として持っていきたいなと思って進めたところでございまして、確かにこういったマルシェを行いましたときに、見られているお客さんの構成から見ますと、断トツ女性のほうが多く集まっているなというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、女性を集客というふうな事業でいっているこの路線については、間違いがないんじゃないかなと思っているところでございます。

この事業によって人口がふえたかというようなことにつきまして、税収がふえたかどうかにつきましては、データを持ってございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今るる説明を受けたわけですが、確かに女子というものを核にするというのは、商売の原則ではあります。しかしながら、女子というのはやはり廃り、次に目を向けるのも大変早いものであります。

今は推進交付金というものを使って、マルシェなど、お金を投資してお金で人を集めている形なので、一時的には来ているかもしれませんが、この推進交付金がなくなった後、今のように女性が集まってくるような形なんではないでしょうか。これが推進交付金が切れた後、マルシェとかこの事

業に関してはどうされるんでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

最初の質問にございましたように、まちづくり会社がこれらの事業を引き継いで発展させるというようなことを考えてございます。ということで、まちづくり会社をしっかりと立ち上げて、これらの事業を推進していただくと。町はそれに対しての考えとか、そういったものをしっかりと伝えていくというようなことで思っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次に行きたいんですが、簡単に言うと、駅前に第三セクターを使って、商店連盟なるものをつくって、その代表、会長を今回募集するということだと思えます。今までの形でいけば。

これって町がすることなんですか。どうなんですか。そもそも論になって申しわけないんですけど、ここに至った過程ですよ。それならば、今現時点で商工会なるものもありますし、川食さん初めいろいろな商店さんもあります。以前町長がどこかで、全国町村会か、このときにもスーパーが3件とちゃんと書いてますから、こういう大きな店という意味なんでしょう。そういうところを中心にやったほうがよかったのではないかと思います、そのような検討はされなかったのか、少しお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

この事業につきましては、JR吉富駅を核としたというようなことで、範囲を限定した範囲がございまして。そこに女子集客ということで、女性を買い物等に来ていただいて、そこでにぎわいづくりをつくらうということでございますので、一般的な商店等が、吉富町にも分散しているわけでございますが、そういったところの話ではなく、吉富駅周辺でそういったにぎわいをつくるということでございますので、そのお膳立ては町のほうがまず計画を立てまして、それを行い、まちづくり会社のほうにそれを受け継いでいただいて、まちづくり会社が最終的には自操していくというお膳立てを今のところ町がしているというようなところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問行きましたので、次に行きましょう。

創業支援事業についてお聞きします。この検証、先日いただきました事業検証などでは、起業につながるというふうに書かれております。1名の方が自宅で開業など書いておるんですが、こ

の受講者で、町内に新規出店者はこの1名だけなんですか。ほかに何件か開業されたのか、開業に至る予定があるのか、その辺に関しても教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

創業支援スクールに参加した方で、町内で創業した方はお一人しかございません。

ただ、現在町内で土地または物件を探している方は2名ほどいらっしゃいます。その方もいろいろ町内、不動産業者等で物件を探してはおるんですが、思うような物件がないということで、まだじっくりと物件を探したいと。やろうとしているのは、お弁当関係をできればやりたいというふうにおっしゃっております。

以上です。（「この2件は町内」「町内です」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと創業支援に絡んでお聞きしたいんですが、さっきまちづくり会社のところでも似たような形で聞いたんですが、今の駅前ショップをやられている方がいますよね。この経営者の方々は、この創業支援事業なるものは行っているというか、受講されているんでしょうか。ここには経営指導をされているということを書いているので、この受講を受けてるのかなと思ったんですが、どのような指導を誰が行っているのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在、チャレンジショップに出店されている方のうち、お二人は創業スクールに参加をしております。経営指導等につきましては、28年、9年に委託してました業者が経営についてのノウハウ、それから資金計画等についての指導をやった実績がございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 余り時間もないから次に行きたいとは思いますが、この創業支援事業は、受ける方は受けて、するかしないかは、本人判断なんですが、あくまでも町でしてもらうことが大前提ですよ。

今、物件を2件探しているという話があったんですが、もう一つ絡むのが、空き家出店舗何とかという、駅前に、これとは絡めてやっているのかな。その辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 創業スクールに参加した方で、町内で物件を探している方につきましては、空き家調査ではなく、御自分で適地を探して、交渉はしているようですが、空き家

調査の物件については、確認はしてないようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3問ルールがあるので次に行きますけど、ここ質問じゃないけど、1名の方が優先交渉者として決定したが、空き家所有者の方の都合により、急遽家族にて使用することになり、一旦協議が中断しているというのがあるので、これというのは、本来、こちらと絡む話じゃないですか。違うんですか。3問超えているので、議長、ちょっといいですか、確認させてもらって。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

議員さんがおっしゃってますそれにつきましては、空き家活用店舗事業と言いまして、町のほうで空き家調査をいたしまして、その中で駅の周辺にあるそういった店舗として活用可能な物件、そういったものをピックアップしまして、そういったところにつきまして、リノベーションを行っておしゃれな店舗にさせていただく。それを利用していただくというようなことで進めている事業でございまして、その物件としまして、29年度に2件ピックアップをいたしまして募集をかけました。

そのうち1件につきましては、優先交渉権といいますか、一つの店がその空き家の店舗を活用するということでの話になっておりましたが、そこに書いてますとおり、その空き家の物件につきまして、将来的には家族のほうで使用したいという意向がありましたので、その話が中断しているというようなところでございます。

以上です。（「この創業支援スクールとは連動せんの」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この空き家活用出店事業、それと産業建設課が行ってます創業支援スクール、これにつきましては、メニューは別物でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次に行きますけど、地方創生推進交付金という事業検証の一つの大きな目玉として町でやっているんだと思うんです。ということは、全部が大体絡むんじゃないかなと思うんです。先ほどのまちづくり会社の話もしかり。でも今の話で聞くと、産建がやっているものと企画がやっているものはメニューが違うからしませんという話で聞こえて、これ本当に町を発展させるためにやってるのかなと。ただ単にメニューを消化するためだけにやっているとか聞かないんですけど、もう3問超えて、1問プラスで行きましたから、次に行きます。

地域おこし協力隊について、お聞きします。

今回、1名応募で1名採用というふうにお聞きしました。残る2名というのはもうあきらめるのでしょうか。どうするのか。あと、何が彼の採用した条件だったのでしょうか。決め手であったのか。その辺をお聞きしたいのですが、そして今この方は何をしているのか。町はこの方に何を求めているのか。その辺も含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、29年度の補正予算で御議決いただいたものでございまして、そのときに3名の地域おこし協力隊をとということで予算を通させていただきました。

その後、年が変わりまして2月に募集をかけるような形になったわけですが、その時点で情勢を見ますと、かなり地域おこし協力隊員の募集につきましては、各自治体とも募集しても集まらないというような、時期的なものもあったのかもわかりませんが、そういった状況にもあるということもわかってきましたので、とりあえず1名、募集をかけようということになりまして、募集をいたしました。

やはり、情勢どおり1名の応募しかございませんでした。

その1名の応募があった人物につきましては、書類審査と面接等を行いまして、決定したわけですが、決定した一番の理由につきましては、やはり我々日本人ではない中国人でございまして、国際感覚が、我々日本人は日本の中におるわけですから、なかなか国際的な意識については、視野については疎いものもございまして、ここで一つ国際的な目でこの吉富町を見ていただきたいなというのもありまして、そういった留学生で来てまして、大学院を卒業した後、まだ日本についていろいろ残って勉強したいとか、日本を紹介したいというような意気込みもございましたので、この吉富町をぜひ日本だけでなく、全世界的に紹介していただければいいなというようなことで、そういった気持ちで採用したわけでございます。

現在、彼はいろいろ吉富町の宣伝広告マンというような役割で、いろいろ吉富町について外国人目線でいろいろ思うことが、感じることも多々あるということで、それを文章にまとめまして、写真等も撮りまして、SNS等、またホームページ等で広く発信しているところでございます。

今後、こういったところも広く進めて、発信していったらいいなと思っているところでございます。

残り2名をどうするかにつきましては、いろいろ情勢等も判断しながら、追加していくかどうかということも決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1名の募集になったというふうな説明を今受けたんですが、確か予算のときには3名と言っていたと思うんですが、いつの間に1名になったのか、応募が1名だったというのは聞きましたけど、募集するのが1名という話は聞いてなかったんですけど。

それと、今、国際的に国際感覚のある方だからというふうに、もともとの採用条件、いろいろ列ら、以前されましたけど、その中に入っていない文言が出てきたわけですが、これで中国向けとかにSNSで発信していただきたいということだったんですが、移民募集か何かやられるんですか。

例えば吉富町は人口1万人をうたっておりますので、チャイナタウンのようなものが形成されれば1万人ぐらいあつという間になるから、もしかしてそういう前提で、1万人構想に目指したことをやるのかなとか、そういう計画とか何かあるんでしょうか。教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この1名の地域おこし協力隊、中国の方ですが、決して中国からの移民をとというようなことで考えているわけではございません。広く吉富町を日本だけでなく、世界的にいい町だということを広めていただきたいというようなことで、取り組んでいるわけでございます。

それと、1名の採用しか応募しなかったということにつきましては、予算のときには確かに3名の予算を組ませていただきましたが、先ほど言いましたように、いよいよ募集になった段階で情勢を見まして、3名での募集につきましても、集まらないというようなことだろうということに判断いたしまして、一つの吉富町を広くアピールする、吉富町の宣伝広告マンとしての人材が欲しいというふうに絞り込んで、1名にしたわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ以上聞いても仕方ないんで、先ほどよその自治体でも地域おこし協力隊が集まりにくいという状況というふうに言ってましたが、地域おこし協力隊に応募したい方々のいろいろサイトがあるわけです。そういうところで見ると、吉富町のように何が目的かがなく、ただ列らされているような地区には行きたくないというのが応募したい人たちだそうです。だから、そういう地区にはみんな来ないんです。

逆にある特定のこういうことをやってくれませんかみたいなものを目的としたところに関しては、殺到しているそうです。でも今回うちは広く窓口をあけて、とりあえずひっかかった1名を国際という言葉だけでとりあえず取るという、これはいかがなものかなと思いますが、これはまた後日、郭君もまだ入ったばかりですから、今ここでどうのこうの言っても仕方ありませんので、また後日こちらのほうは続けたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。5番目の事業検証についてお聞きします。

この検証、先ほどからの説明でもありますように、いわゆる感想文みたいなものなんですね。このことによって、具体的な効果についての部分というのは、基本的にないですよね。こんなもので、事業検証というものはよろしいでしょうか。これは国に出す形で、これで交付金の対象になるんですか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、事業の効果検証ということで、まち・ひと・しごとの創生の有識者会議のほうにお諮りいたしまして、検証の結果、継続でというふうなことで御意見をいただいたところではございません。

この女子集客のまち推進事業につきましては、5年計画の2年が終わったところで、今3年目に入ったところでございます。5年計画でございますので、5年後、事業が一応終了した段階では、KPI、目標の指標の数値に対して、きっちりとした検証を、その時点では行うようになりますが、今はまだ事業の途中でございますので、一つ一つの項目について、数字を抑えてでの検証までは至ってないということで、国のほうへ報告するのも、この前お渡ししましたその検証結果で十分通用するものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国のほうがこれでいいからこれでいいんでしょう。でも先ほどから聞いていると、例えば人口増につながったかのようなデータはとっていないとか、課をまたがったメニューを違うものに関しては、連動していないとか、本来事業を行うときというのは、具体的な数字を目的に途中で検証しながら改善をしていき、いい形に持っていくんではないかと。

先ほど地域おこし協力隊員のときは言っていましたよね。最初窓口を広げていたけど、国際何とかに、途中で修正したんですよね。3名だったところを集まりそうにないからと、1名に検証、変えたんですよね。

そういうところはするのに、なぜかこの事業評価と検証、改善のところについては、具体的なことはせずに、5年後に行うというのは、いかがなものなのかと思うんですが、そういう検証は誰が行うんでしょうか。5年後まで、もうずっと置いたままにするつもりなんですか。途中の評価は出てますが、この検証というのは誰が行っているんでしょうか。どのような形で。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、まち・ひと・しごと創生有識者会議、このメンバーで検証をして

いただくわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどのデータですとか、そういったものというのも、一般質問で一々言わないと出てこないようなものなんではないでしょうか。こういうのは本来ホームページとか、それこそ情報発信とやっているのであれば、毎月毎月こういうふうですよという、具体的なものを書いていくべきじゃないかなと思うんですが、議会としては特別委員会か何かつくって、毎月検証しながらしないと、そういうデータは出ないものなんではないでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この推進事業につきましては、さまざまなメニューで実施しておりまして、その実施する月も通年の中でやっているものでございますので、事業のある程度の検証というのは、年度末のところで実績をもって検証するのが一般的だと思います。

今回も、議会の全員協議会のところで、去年もそうでしたが、ことしもそうです。この検証、どういう検証で進んでいっているかにつきまして、有識者会議のメンバーだけではなく、議員の皆様にも情報を共有していただきたいというようなことで、全協でお話をさせていただいているところでございます。

今後もそういった形で年度末のところの検証のことにつきまして、議員の皆さんには御報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これらの地方創生事業に関しては、3問ルールで終わりましたので、次に行きたいと思いますが、行政改革実施計画に関して、先日、広報のほうで、よしとみ5月号で出ておりました。これが今回で第7次になるわけですが、そもそもこの行政改革とは何をやるものなのか、その辺も含めて説明をお願いします。進捗について。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

本町の行政改革への取り組みにつきましては、平成10年12月に吉富町行政改革大綱を作成し、行革の取り組みに当たっての基本的な考え方や方向性について、各事項別に整理を行いました。そして、同時に行政改革実施計画を策定し、大綱の構成に従って、改革で取り組むべき具体的な項目を定め、実施してまいりました。

行政改革実施計画も、平成10年の第1次計画から3年ごとに更新し、現在第7次計画に取り組んでいるところでございまして、20年間にわたり計画に基づき、行政改革を確実に推進し、

町民の期待と信頼に応えられる町政の実現を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、1個だけ詳しく教えてほしいんですが、例えば番号で20番にある機構改革の実施というのがあるんですけど、ここは実施概要が人口増加に向けた地方創生の取り組みと書いてるんです。

進捗状況のところには、上下水道課を1階に移動しというふうに書かれているんですが、これが人口増加につながる何か地方創生の取り組みなんですか。私わからないんで。その辺の説明ができるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この計画は、28年、29年、30年度の3カ年計画になっております。28年度の取り組みといたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を全庁的に推進するため、企画財政課内に地域創生推進担当者を2名配置をいたしました。

今、議員がごらんになっている実施計画の進捗状況は29年度でございます。28年度においては、そういった人口増加に向けた改革を行ったところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それならそれでわかりやすく書かないと、わかりづらいのではないかと思います。次に行きましょう。時間も余りないですから。

健全化に伴う備品購入についてお聞きしたいんですが、事務消耗品単価の入札の実施や、経費全般について、節減合理化と予算の厳正な執行など、項目があるわけですが、さきの庁舎増築の際の事務机や応接机などは、この進捗状況には記載されておきませんが、これは改革実施とは違っていったんでしょうか。ここには載らないものなんでしょうか。その辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

事務備品につきましては、日ごろから必要なものを最小限の範囲で購入をいたしております。今回の庁舎増改築に伴い、大量の庁舎備品を購入いたしました。これも必要最低限の範囲で購入をいたしております。

財産の取得案件につきましても、議員の皆様の御理解により、議会の御議決をいただいたところでございます。これは、先ほど申し上げましたように、必要最低限のものだというふうに判断をいたしております。

特に行政改革の実施計画の進捗状況には、今回は載せておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これは購入した後ですから、検証は後日行っていきたいと思いますが、先日の説明では、町内業者に限った入札であったというふうにお聞きをしております。町内の業者を前提であったと。例えばグッデイやナフコは入札の中には入ってなかったとかいう形じゃなかったかなと思ったんで、その辺は後日、きょうは質問いたしませんので、また後日改めて質問をしたいと思います。

町営団地の空き室について、お聞きをしたいんですが、現在の空き室状況と今後の予定について、説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

町営団地につきましては、現在、解体を進めている旧別府団地、旧棟を除いて管理戸数が160戸となっております。6月1日時点での空き室は高浜団地が8戸、平原団地8戸、間尾団地8戸、山王団地1戸、幸子団地13戸の合計38戸となっております。

そのうち、今後の計画と言われましたが、そのうち高浜、平原団地におきましては、耐用年数を超えているため、現在は入居を停止しており、また間尾団地につきましても、大規模な改修が必要なことや、2022年に耐用年数を迎えることから、現在入居を停止しております。

山王団地につきましては、空き室ができ次第、随時公募を行っており、現在1戸の空き室があるので、7月公募予定ということで計画をしております。

幸子団地につきましては、間取りや風呂釜の持ち込み等が必要なことなどを説明しますと、申し込みまで至らないことや、公募に対して申し込みがない状況が続いたことなどから、現在は公募を一時停止しております。

今後につきましては、平成29年度に計画の見直しを行った吉富町町営住宅長寿命化計画に沿って国や県と相談をしながら、事業の推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 団地については、また後日、改めてこれもお聞きしたいと思いますが、まずは空き室をどのような形であるかという形で、一応山王に関しては7月に公募すると、幸子団地に至っては、まだ改修計画ができていないということです。具体的なあれは決まっていなくていいですね。ちょっとまだ先と。13戸も空きがありますから、空気を置いておくのは大変もったいないものですから、早くそちらは進めてほしいと思います。

次の質問に移りたいと思います。町の契約に関して、駅前のトイレの工事についてお聞きしたいと思います。

現在までの進捗と完成後の管理とかまた最初の工期はいつまでだったのかとか、そういうのも含めて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

トイレ、それからインフォメーション施設完成後の管理につきましては、現在吉富駅、ふるさとセンター等の管理を商工会を通じてお願いしておりますので、完成後は商工会にその分を管理をお願いしたいというふうに思っております。

それから、工事の当初の契約につきましては、30年3月22日を予定しておりましたが、発注後、最初の工程会議の中で、メーカーに問い合わせをしましたところ、他の工事とのふくそう、それから責任施工であることから、技術者の確保は困難である。製造、それから技術者の確保のためには、半年以上の期間を要するというので、国のほうの繰り越しの承認を受けまして、8月10日を工期として現在完成を目指しているところでございます。

現在、躯体がコンクリート打ちが終わりまして、今後設備等を取り付けていく予定であります。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明で、発注後に部材が入らないとか、人材が集まらないということがわかったということは、入札の後にわかったということなんですか。入札の時点ではどうだったんですか。延長契約もその後どういうふうな形で行ったのか。例えば入札をした後に、業者が部材が入らないとか、遅れるというものであれば、先日、広津の交差点からの延伸工事の、上下水の工事のときは、たしか工期延びたらペナルティでしたよね。ペナルティは発生しなかったんですか。その辺も含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 部材、それから技術者につきましては、設計の段階では年度内に納品ができる。または技術者が確保できるということで設計をいたしました。

その後、入札を実施し、1回目の入札で不調に終わりました。2回目の入札をし、業者が決定をしたのですが、落札後、すぐにメーカーのほうに手配をするようにということで指示しましたが、先ほど申し上げたような状況になり、工期を変更した次第でございます。

ペナルティにつきましては、設定した工期を超過した場合に、ペナルティは課せられますが、そういった事情がございまして、国の承認を受けまして、事故繰りとして工期を8月10日までにした次第でございます。

以上です。（「その延長契約はいつしたの」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 平成30年3月15日に繰り越しの承認通知書を国のほうから受けましたので、契約の日については、今資料、手元にごさいませんが、15日から22日の間に、変更契約の手続を実施いたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私も余り入札関係詳しくないんですが、入札を行うと直ちに契約書というものをつくるんだと思うんですよ。その後に、やっぱり部材入りませんというふうな形で、果たしていいものなのかなと思うんですが、これは後日改めて聞きます。

先ほど、委託業者が商工会にということと言われてましたが、前回のときは見積もりをとってするとか何とか言われていたと思うんですが、商工会ありきかもしれません。わかりませんが、それも教えてほしいですが、一つ確認したいんですけど、駅舎や周辺の管理に関して、今商工会へ委託されていますが、今回の新トイレも含めて、町との委託契約の上で、公職選挙法には抵触しないのか。例えば議会には商工会の代表者さんが2人いらっしゃるわけですよ。先日、熊本市議会では、まちの委託をされている団体の会長を議員が務めているということで問題になりました。裁判になるとか何か言っているそうなんですが、それを聞いて、心配になったので、そこは大丈夫なのかなと思って、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 公職選挙法に抵触しないのかということは、私たちも確認しましたが、それについては抵触しないということで確認はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。時間あと4分。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて最後です。トリに行きます。今、公職選挙法の関係なんで、本当は課長が答えたほうがよかったかなと思ったけど、大丈夫なのね、それは。

4番の救急車両の利用に関して、これはもう、町長のほうが詳しいでしょう。私も詳しく知らないですが、タクシーがわりと受け取られない発言をされたと新聞紙面に載っておられましたが、この件について説明を町長に求めます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、受け取られる発言やろ。あなたは今、受け取られないと。受け取られる。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず私から発言に至る経緯と内容について御説明をいたします。

吉富町長が、軽症であっても、タクシーのかわりに救急車の利用を呼びかけていると、本年

5月22日と翌23日に西日本新聞で報道されました。これは5月17日に開催された鈴熊地区の行政懇談会で、地元住民から、駐在所の利用についての御意見があり、その話が110番の利用、119番の利用と、話が進展する中で、町長が救急車の利用について話をいたしました。

その話をたまたま行政懇談会の取材に来ていた西日本新聞の記者が聞き、新聞報道をいたしましたものでございます。

町長がそこで申し上げたことは、内容的には、体調がおかしいと感じたら、救急車を呼ぶのを恥ずかしいとか思わず、迷わず救急車を呼んで病院に行って医者に見てもらってください。命にかかわる病気かどうかは医者でないとわかりません。これくらいだったら呼ばなくていいなど、素人判断はしないでください。吉富町の住民が、一人でも亡くなったら大変ですので、迷わず救急車を呼んでくださいというものでございました。

行政懇談会に参加されたほとんどの方が高齢者でございましたので、そのような発言をいたしましたというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。私も新聞紙面しか見ておりませんので、詳しくわかりませんでしたから、今の説明をお聞きして、よくわかりました。時間終わりますので、終了したいと思います。以前も豊前からの中津に向かうコミュニティバスに手を挙げればとまってくれないバスはいないとか、青パトが駅前の子供たちがたむろしているというときに、青パトを出すと、そんなものは警察にさせておけばいいとか、いろいろな話を聞きます。誰が言ったかよくわかりませんが、そのような一環かなと私はちょっと感じてしまったので、この質問をいたしました。

交付金ありき、もらえるからやる、とりあえず何かやった実績をつくる、このような目の前のことを今さえよければいい的な、さもないことに職員力を割くのではなく、町が本当にいい未来をつくれるよう、子や孫たちが希望を持てる町になるようなことへ、優秀である職員たちを充ててほしいと願い、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 岸本加代子議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。一般質問を行います。

まず1点目は災害復旧についてです。町内で災害が起こったとき、どのように受けとめ、対応しているのかについてお尋ねいたします。

日本は地形、そのほか自然環境から、とても災害が起こりやすい地域とされてきました。殊に温暖化の影響から、気候の変化が顕著で、予測できないようなことも起こり得る状況です。

こうした中で、災害基本法第2条には、基本理念がうたわれておりますが、その6には、災害が発生したときは、速やかに施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ることと述べられております。

まず、災害が起こった場合、復旧に至るまで、町がとる手順について説明してください。例えば、県に対してまずは報告がなされ、次に詳しく調査がなされることかと思えます。そういったことを説明していただきたいと思えます。

そして、その際、議会はそういう手順というか、その中のどこの部分からかかわるのでしょうか。その点についてもお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、災害が起こった場合は、我々行政といたしましては、住民の命を守ることが大切でございますので、重大な災害が発生しそうな場合、あるいは一部町内で発生した場合は、避難勧告、避難指示等を行い、避難所に避難をしてもらおうというのがまず第一です。

そういったことをしたときには、必ず県には報告をいたしております。

災害がおさまるまでは、情報収集を行いながら、可能な限り、災害の拡大の防止をするという緊急措置をとることになろうと思えます。それについても県と報告しながら、行っていくことになると思えます。

災害がおさまった後は、災害復旧ということになると思いますが、これにつきましても、関係機関と連携しながら、災害の原因、災害の状況についての的確に把握し、災害復旧を効率的、計画的に実施するということになっていきますが、それにつきましても、福岡県のほうに報告しながらしていくことになると思えます。

災害復旧事業については、法令等に基づいて行うことになっていきますが、その窓口は県でございますので、県との連携を図りながら行っていくことになろうと思えます。

議会の皆さんには、そういった災害復旧事業が決定したときに、予算を計上いたしますので、予算の審議の中で審議をしていただくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今説明していただきましたけれども、そのとおりに自治体として迅速に行動するということだと思えます。それは、今、人命救助だとかそういったことも言われましたけれども、災害復旧に関しても、自治体の第一義的な仕事だというふうに認識しておられると思うんですけれども、そうなのかということが第1点です。

それから、そういった災害復旧事業に関しては、国県から工事費に対する補助がなされると思

いますが、その補助率というのはどの程度でしょうか。

さらに、災害の発生の年度内、あるいは年度以降によって補助率は変わるのでしたらば、その辺も説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほども申しあげましたように、災害復旧事業に当たっては、福岡県を通して国のほうに申請するようになると思います。

内容は、地域防災計画の中にも、議員の皆さんにもお配りしておりますが、書いてあるんですが、種類といたしましては、公共土木施設災害復旧事業、農林水産施設災害復旧事業、都市施設災害復旧事業、公営住宅災害復旧事業、公立文教施設災害復旧事業、社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業、医療施設災害復旧事業、公用財産災害復旧事業、ライフライン交通運輸関係災害復旧事業、災害廃棄物処理事業、こういったさまざまな事業がございまして、それによって補助率も変わってくるのではないかなと思っています。

今時点で、どの事業がどのくらいの補助率であるかということは、資料として持ち合わせておりません。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので座って言います。第一義的な仕事というふうに認識しているかどうかという点と、補助率は今はわからないにしても、年度内あるいは年度以降になったときの変化がわかればお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地域防災計画にもうたっておりますが、災害復旧につきましては、先ほど申しあげましたように、まず現状を把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に災害復旧に向け、施設の復旧を行うこととするというふうになっておりますので、そういった形で行っていくものというふうに思っております。

補助率につきましては、まず、国のほうに災害の認定をされて、それからこういった形の補助率になるかということになると思いますので、変化というのは今の時点ではわかりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 自治体がやるべき災害復旧は自治体がやるべき仕事だというふうに、明確にはそうだというふうにおっしゃらなかったんですけども、今の課長の答弁からは、そうだというふうに認識しておられるというふうにこちらは受けとめたいと思います。

一つ具体例を言ってお尋ねしたいんですけども、町がそういった災害復旧が必要であるもの

について、例えば役場の前の町道が災害によって亀裂が入ったとか、あるいは陥没したとか、危険な状態が起こったとします。その際、その道路を通行する人々、例えばそれが暴力的組織の人々が通るからというような理由で、復旧を躊躇するなどということは私はあり得ないと思うんですけども、その辺どうでしょうか。役場の前の道の陥没ということを想定してください。同じことだと思うんですね。災害復旧に対する町のあり方としては、その辺いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 役場の前の道路が通行できなくなったら、住民の皆さんの生活に支障が来しますので、住民以外の方もです。この辺にお住いの方全ての方に支障が来しますので、早急に復旧をするということになると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう1回だめですか。

○議長（若山 征洋君） だめです。ちゃんと立ったときに質問することは全部言うてください。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。まとめさせていただきます。今そういう役場の前の道を例にとって言ったんですけども、それを通る人々が困るならば、それはするというふうに明確におっしゃいました。

そうしたら、町内の町が管理している全てのものに対して、同じようなことをやっていただきたいし、それが町の任務だというふうに思いますし、それは町の任務として、きちんとすべきだということを改めて訴えて、次の質問に移りたいと思います。

次は、専決処分のあり方についてお尋ねいたします。

専決処分については、地方自治法第179条、第180条で定められ、後の議会でその承認が否決されても有効とされる首長の強い権限です。それだけに地方自治法では、1、議会が成立しないとき、2、議長、議員が親族の利害にかかわり、かつ議会が開けないとき、3、緊急を要することで議会を開く時間的猶予がないとき、4、議会において議決すべき事案を議決しないときというふうに、専決処分の妥当性を持つ条件を具体的に示しています。

改めてお聞きいたします。今回の当初予算、一般会計当初予算を専決処分されましたけれども、この妥当性を持つ条件というのは、何に入るのでしょうか。つまり専決処分をした理由は何なののでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたような4つの要件がございまして、今回のその4つのどれかということでございますが、それは3番目の町において議会の議決すべき事件について、特に緊急

を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときというものでございます。

4月1日から待たなしで始まる住民サービスが停滞することを防ぐため、3の要件により専決処分を行ったものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、答弁がありましたけれども、私はそれは理由にならないと思います。確かに当初予算に計上されている一部には、そういったこともあったかと思えます。しかし、1年間を通じて使う予算の説明にはなりません。その点いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、専決処分をさせていただきましたこの30年度の当初予算につきましては、この3月の定例会の中でも議員の皆様からありました予算案の内容そのものにはそう異論はないという議員の皆さんの意見が多数であったと思われます。

それと、あと一部の案件につきまして、予算に計上されていない、このことに問題があるとのことでございましたので、我々町当局といたしましては、この提案した予算の各項目には問題がないと判断いたしまして、それとあと町の予算は最善のものであるというふうに認識しておりますので、今回29日でしたが、臨時議会に提案させていただきましたが、そこで否決ということになりました。

その時点で、あと4月1日まで時間的な余裕がございましたので、3月30日で専決処分をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それは、私は執行部の勝手な解釈だというふうに思います。私たち、要するに否決したわけです。否決した内容を持つ予算です。

この専決処分については、特別委員会が開かれて、そこで議論がなされると思いますので、私はそこで言うとして、一つだけお聞きしたいのは、先ほど言いましたように、当初予算の一部の中には、確かに緊急性のものもあったかと思えます。

ですから、そういったものを専決処分して、そしてその間にもっと話し合いをするなり、いろんな努力をした後に、また予算を提案する。これが私は一般的ではなかったかと思うんです。その方法を一つ考えました。

もう一つは、予算議会の前にある自治体においては、首長の選挙なんかが行われるときに、概

算的なものだけ、骨格予算というんですか、それを提案して、選挙の後にもっと新しい体制のも
とできちんとしたというか、詳しい予算を提案する。こういうこともなされております。

ですから、そういった方法もあつかと思うんです。そういった方法については、検討されな
かつたんでしょうか。その辺ちょっとお聞きたい。そういう方法も幾つかあるにもかかわらず、専
決処分された、なぜなのか、2点です。そういう方法を検討しなかったのかどうか、そしてな
おかつ専決処分を選んだのはどういうことなのか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 岸本議員の御質問、3回目ですので、私が答えたいと思います。

今議員さんが言われたことは、当然我々も検討はいたしました。一番やっぱり大きな決め手は、
定例会の最終日、3月の定例会の最終日の平成30年度の当初予算案の採決時における議員さん
の御意見は、お一方は、自衛隊関係予算があるので反対だと。あとの議員さんは、中身につい
ては、特に異論がないということでありましたので、いろいろ検討はしましたが、専決をさせて
いただきました。

そして、その後、先日の6月6日の本定例会の初日に、専決処分の承認案件を御議決いただき
ました。その折には、平成30年度の当初予算は、絶対に認められないというふうな理由で、反
対意見が6名の方にありました。

私は、これはどういうことかなど、疑問に思っております。反対をされた議員を含めます全議
員さんが、4月の議員の報酬は受領しております。それから、平成30年度の政務活動費を全議
員さんが自署捺印の上、申請されて、そして4月25日に皆さん方は政務活動費を受領しており
ます。

これは、法律用語か一般用語かわかりませんが、追認という言葉があります。追って認める、
皆さんはつい先日、絶対に認められないという予算の一部を既に4月中に自分が申請をして、自
分で受領しているんです。この受領をもって、平成30年度の当初予算案は、皆さんは了解をし
たんです。認めたんです。それはわかりますか、言っている意味は。

皆さんは、町民の皆さんに認められないと言いながら、自分たちだけはしっかり費用を請求し
もらう。これは私から考えたら、ダブルスタンダードか、二枚舌かだろーと思ひます。

皆さん方が本当に町民の意見を、私は代弁しているんだという方々であれば、この行為は私は
全町民に問うていただきたい。恥ずべき行為だろーというふうに思ひます。そして、皆さん方
にお勧めするのは、潔く自分の身の置きどころを決断をしていただきたいというふうに思ひます。
あなた方は、議会を私物化しているとしか私には思ひません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の町長の発言に対しては、いろいろ反論したいこともあります。反論していくと、町長が引いた土俵の上に乗っかってしまうような気がします。問題のすりかえです。2点だけ、しかし言いたいと思います。

一つは、町長が一般会計当初予算に対して議会が出したいろんな反対の理由についての認識は、事実ではありません。間違っています。よく読まれてください、議事録を。そのことが一つ。

それと、今すりかえと言ったんですけど、私たちがとは言えません。私が今一生懸命言っていることは、町長のそういった、こういったものを専決処分することにあらわれている横暴さです。そのことについて批判しております。そのことを申し述べておきたいと思います。

あとは、今後ずっと専決処分のあり方の委員会について議論していきたいなと思っております。

次の質問に移ります。次は、3番目です。子ども医療費の完全無料化についてお尋ねいたします。

子ども医療費については、近年無料化が進み、本町では現在、中学生までがその対象となっております。しかし完全無料ではなく、通院に対して1カ月に800円が必要です。

全県の状況を見ますと、昨年10月の段階なんですけれども、完全に無料となっている自治体が13自治体あります。現在では、これはもっと進んでいると思われます。

通院についての近隣の状況を見てみますと、上毛町は本町と同じですが、築上町では負担額が600円となっています。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、そもそもこの800円という額の基準は何なのでしょう。つまりこの額は、何から割り出されたものなのでしょうかとということが1点。

それとまた、1カ月800円住民は皆さん負担しているわけなんですけれども、過去の実績で、全体として年間の負担額はどのくらいになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

先ほど議員さんの言われましたとおり、吉富町子ども医療制度は、吉富町在住で健康保険に加入しているゼロ歳児から中学生の方までの児童を対象としており、医療費の自己負担の大半を助成する制度となっております。

町では、独自助成として、県の制度に上乘せを図り、先ほども言われましたように、就学前児童は入院、外来ともに自己負担なし、小中学生の入院費につきましても、自己負担なし、外来は月800円というのが上限となっており、中学生に関しましては、全額町単費での負担となっております。

先ほど議員さんの言われました800円の根拠と言われましたが、800円の根拠につきましては、近隣、築上、豊前、上毛と協定等組んでいますので、その中で協定でなったのではないかと

と想定されますが、ちょっと今800円の根拠となりますと、私のほうに手元に資料がございますので、再度確認させていただきたいと思います。

それと、もしこの800円を完全無料化した場合という御質問ですが、平成29年度現在で約3,500件、280万円程度が出されたというふうに推測されます。

今後につきましては、先ほども言いましたが、国県の指針を見て、検討していきたいというふうに考えております。国の協議会の中でも、完全無料がいいというふうには二分化されております。もし完全無料にした場合は、安易に医療機関を利用し、日ごろからの家庭内での健康管理がおろそかになるというふうな検討もされておりますので、今後は国のそういった協議会の情勢も見きわめていきたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 800円の基準については、また調査していただけるということなので、また後で教えていただきたいというふうに思います。

年間280万円ということなので、これは吉富町の財政力からしたら、国の動向を待たなくても、県下で少なくとも13の自治体が完全無料化実施しておりますので、できる額だなと思います。

特に、子供たちの医療費に関して、それまで独自施策をやっていた自治体に対して、国がペナルティーを課していたんですけど、この4月からそれがなくなっております。3月の予算委員会の席上で、その結果、町の財政はどうかと聞きましたところ、執行部のほうからは、四、五百万円の財源が生み出されているというふうな答弁をいただいておりますので、これは完全に今すぐにでもできる問題なんですけれども、ぜひ即やっていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えします。

先ほども申し上げたとおり、国のほうでも賛否両論ありますので、今後は国県における子育て支援対策の動向を十分に注意して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど課長の答弁の中に、上毛町とか築上町とか近隣との協議というふうに言われたと思うんですけど、築上町は600円なんです。上毛町は確かに800円です。ほかの条件は一緒です。それでそういうふうになっています。

せめてそういった近隣自治体と合わせる上でも、600円、200円下げただけはないか、

ぜひ上毛町とも相談されて、近隣というところで、ぜひお願いしたいんですけど、その点については検討していただけますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えします。

先ほど言いました上毛町と築上町と言いましたが、豊前市さんも協議に入っております。吉富、豊前、上毛、築上と中津の病院を使う場合に、国保の場合の現物給付が可能ということで協議しておりますので、また近隣市町村とは確認をして協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。もう3回行きましたから、次に行きますか。どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） かつて吉富町は近隣からもうらやまれるぐらい福祉が進んだ町というふうに言われてきました。本当に私が覚えているだけでも、検診、住民検診は無料でしたし、いろんなところでいい施策がなされてきたかと思っております。しかし、今はそういったよかったところも後退したりして、全体的にはおくれをとっているというふうに認識しております。

これは、これでは子育てしやすい町、安心して暮らせる町とは言えません。将来的な町を展望するためにも、今言いました子供たちの医療費の完全無料化、そして差し迫ったところでは、800円を600円にするというところで、ぜひ検討し、協議を進めていただきたい、このことを申し述べて最後の質問に入ります。

最後は、交通弱者対策です。これは2点についてお聞きしたいと思っております。

高齢社会を迎え、さらに高齢運転手による重大な事故が少なくない中で、本町にとっても住民の足をどう確保するかは、経済発展にも大きく影響を及ぼし、住みやすい町として人口増を図るためにも、避けては通れない課題だと言えます。

この間、町としても巡回バスについてのアンケート、それに基づく改善など努力がなされてきました。

また、今、住民個人の皆さんからも要望が上がっているかもしれませんし、さまざまな団体からの要望も上がっているかと思っております。

そういったことに関して、いわゆる交通弱者対策を考えるのに、どのような要望を把握し、それに対してどのような対応を考えておられるか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

交通弱者対策は、一部の大都市を除き、全国的な課題でございます。そのような中、吉富町は山間部などの僻地もなく、コンパクトな町で、町内には商店や医療機関も多くあります。

このような恵まれた特性を生かし、本町の交通弱者対策といたしまして、町内巡回バスを運行

いたしております。

町内巡回バスは、平成16年4月に運行を開始し、昨年平成29年10月に大幅なダイヤ改正を行い、停留所の増設、運行車両の更新などを行ったところでございます。

このダイヤ改正に当たっては、住民ニーズを把握するため、巡回バスの利用者アンケートの実施や地域公共交通会議において、地域住民代表委員の意見を伺った上で、ダイヤ改正を行っております。

ニーズの内容といたしましては、医療機関や商業施設への停留所の増設、午後1番の北回り便の増設、車両の更新などございましたが、これらのニーズに対応したダイヤ改正を行ったところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういったふうに改善がなされたかと思うんですけども、その後もあると思うんです、いろんな要求が。そういったものについては、把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

ダイヤ改正をして、半年と2カ月たったところでございます。それについて、今のところ、意見というものは伺っておりません。ただ、福祉のほうで、吉富共同体、「吉富ささえ愛隊」メンバーという共同体、話し合いの場所があるみたいですが、そこでこの巡回バスを含めた地域交通のあり方について協議がなされているという話は伺っております。そこでどういった意見が出ているかというのは、今のところはまだ直接私どものほうには上がってきておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私が今聞いている具体的な要望が一つあります。それは別府団地内にバス停をつくってほしいということ、高齢者の皆さんを中心にして聞いております。

この別府団地のすぐ近くの公園があつて、そこにバス停があると思うんですけども、一般健常者からしてみれば、すぐ近くにバス停があるじゃないかということだと思っただけなんです。でも高齢者や障害者にとっては、そこまで行くのがつらいという思いです。

私も今ちょっと足が悪いんですけども、本当に元気だったときには考えられないような感覚なんです。ですからその辺は交通弱者と言われる高齢者、障害者の方の目線に立って改善していくべきじゃないかと思うんです。

この要求に対しては、どのようなお考えかということが一つと、あと、これを聞きながら思っ

たんですけども、こういう要求を細やかな具体的な要求を聞きながら思ったんですけど、日常的に住民の皆さんが感じられているような願い、要求を行政にスムーズに伝えられるようなシステムがあるといいなと思ったんです。

私が考えたのは、例えば巡回バスの中に投書ボックスを置くとか、あるいは定期的なアンケート調査をするとか、そういったことを考えたんですけども、そういう日常的に住民の皆さんのそういった要求を聞くようなシステムづくりについては、どのようにお考えでしょうか。2点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

別府団地に停留所を設けていただきたいという御質問でございます。

やはり路線を決定するに当たりましては、それは全てのところを網羅するのが一番いいのかと思います。やはりそういうわけにはいきません。大きい道沿いであり、生活をする場所です。生活交通でございますので、生活をしている住民の皆さんが生活をしている中を回って回っているという路線になっております。全てを回りたんですけども、やはりそれでは便数も必要ですし、1回回るのに時間もかかるという状況がありますので、地域公共交通会議の中で、これが最善だという意見をいただきまして、この路線に決定をいたしたところでございます。でありますので、今のところ、別府団地のほうに停留所を設けるという意思はございません。

もう一つですが、要求なんです。いろんな要求があると思いますが、まず、さまざまな、公共交通だけじゃなくて、住民の方の要求があると思いますが、それについては、今月まで行いました行政懇談会とか、そういった中で皆さんの要求を伺っております。

そして、役場の前にも御意見箱というものも設置しております。メールでも、高齢者の方はメールというのはなかなかできないでしょうけども、メールでもそういった要求を受け付けております。そういった形で皆さんの要求は受け付けているところでございます。

バスにつきましては、先ほど申し上げましたように、ダイヤ改正をして半年と2カ月、またこれは3年契約になっておりますので、また時期があれば、アンケート等を実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 住民の要求に応じて、全てを網羅するのは一番いいというふうに言われました。しかし、そうはいかないと。しかし、一番いいことに向かって努力していくという姿勢が大事かと思えます。そのためには、皆さんの要求も日々変わっていきます。状況の変化に応じて、聞く耳を持つという姿勢が大事だと思えます。

今幾つか言われました。投書箱とかメールとか行政懇談会とか言われました。それでも把握できないものがありますので、そういったシステムづくりについても、今後も前進の方向で考えていただきたいと思ひますし、巡回バスの改善についても、皆さんの要求が実現でき、そして本当に快適な生活ができるようにやっていただきたいということを申し述べて最後の質問に入らせていただきます。

これは、巡回バスを利用する高齢者の皆さんに、敬老パスを配付したらどうか。つまり無料で高齢者の皆さんが無料で巡回バスを利用できるようにできないかという問題です。

敬老パスは、政令市や中核市で広がっている制度です。では、小さな自治体である本町には関係性の薄い制度なのか、そうではないと考えます。先ほど課長も言われましたが、吉富町は本当にコンパクトにまとまった自治体です。小高い山があり、海、川、田畑も広がり、自然環境もよい上に、ほどよい広さの中に、役場、郵便局、病院、教育保育施設、文化施設、商業施設があり、近くには高速道路、またJRの駅もあり、北九州市はおろか、福岡市への通勤も不可能ではない交通条件もあります。

つまり、吉富町は年をとっても住みやすい町としての条件を備えています。しかし、実際に安住の地として選ぶには心配なことも多々あります。その一つが足です。高齢者による重篤な事故が多発する中、免許証の自主返納が求められています。そして、そうした中で、県下では、返納者への一過性ではありますが、タクシー利用券、コミュニティバス回数券の配付など、なされています。

本町では、一度私、これをお聞きしたんですけれども、一過性のものでは意味がないという議会答弁だったかと思ひます。

そういう姿勢で現在のところ、返納者に対しても何もなされておられません。ならば、一過性ではなく、高齢者全体を対象として無料にし、業者にはもちろんその経費分は、町が負担するシステムにすれば、安全安心のまちづくりにも寄与し、自主返納も進むのではないかと思ひます。

高齢者の巡回バス料金の無料化については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

吉富町巡回バスは、生活交通として、低料金で利用できるように、どなたでも全区間運賃100円といたしております。この運賃につきましては、巡回バス利用状況及び運行経費等を勘案し、最低限必要な利用者負担金として地域公共交通会議に諮り設定をいたしております。

利用者アンケート調査でも、料金についてはちょうどいいが大半で、高いという回答はございませんでした。

したがいまして、現在のところは高齢者を無料にすることは考えておりません。最低限の利用

者負担としてワンコイン、100円の料金をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一般的に100円というのは、高くない料金かもしれません。ほかと比べれば。しかし高齢者というのは、年金生活です、年金は日々というか、どんどんどんどん下げられております。そして、介護保険料とかいろんなものが差っ引かれていく中で、高齢者の皆さんにとっては本当に厳しいという生活実感があるかと思えます。

例えば、御自分で買い物に行くことができずに、近隣の誰かに一緒についてきてと頼むとします。そうしますと、自分の料金が行き帰りで200円、その方の分も合わせれば400円になります。1回の買い物につき、400円という額は、高齢者にとって、年金生活の高齢者にとって本当にそれは安いとは言えません。

だから、100円というのが、どこの基準で安いのかです。本当に高齢者の皆さんの生活実態に合わせたときに、それはどうなのかということを考える必要があるかと思えます。

それともう一つ、大事なことは、今からしばらくは高齢社会が続きます。この高齢者の皆さんの存在を、地域経済活性化のかなめとして位置づけるという考え方です。敬老パスというか、巡回バスを無料にすることは、高齢者の皆さんの負担を軽減することであるとともに、買い物ができる環境が促進され、ひいては吉富町の経済の活性化にもつながるかと思えます。先ほど課長は、考えておりませんということでしたけれども、こういう観点からはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

全てが無料であれば、一番いいんでしょうけども、やはりこれを運行にするに当たっては経費がかかっております。年間459万5,000円という契約で運行をいたしております。そういった経費がかかっておりますので、利用される方につきましては、申しわけございませんが、利用者負担というものは、やはりいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） この交通弱者対策というのは、本当に知恵を働かせながら、一定のお金も使いながら、やっていかなければならない課題だと思っております。全国にはさまざまなよい施策があります。吉富町という特殊なというか、一つのコンパクトな町、この町を本当に安心して暮らせる町、安全な町、子育てしやすく、そして年をとっても住み続けられる町にしていくためには、この問題は今後もずっと検討を重ねていかなければならない課題だと思えます。

私もそれに向かって努力したいということをお申し述べて、今回の一般質問を終わります。

.....
○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は11時45分にします。

午前11時35分休憩

.....
午前11時45分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

梅津議員の一般質問の前に健康福祉課長より、先ほどの岸本議員の質問に対して一部修正があるそうですので、発言を許可いたします。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 先ほど岸本議員さんから質問があった中で、今後、豊前、築上、上毛と協議というふうにありましたが、800円の根拠が県の補助金に基づいてしているので、協議の対象には多分ならないと思いますので訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員議席4番、梅津。ただいまより通告に従い、一般質問を行います。

1番目の同僚議員が言われましたように私も昨日18日の午前7時58分ごろ、大阪府北部で震度6弱の地震があり、多大な被害をこうむられた方々に対してこの場を借りて心より哀悼の気持ちをささげます。また、同日の地震において、通学時に学童の小学校3年生の女児が亡くなられたことについても心より哀悼の気持ちをささげ、一般質問に移りたいと思います。

私の今回の一般質問の1番目のところに、小学校児童への不審者施策、いわゆる児童を不審者から守る取り組みというところで問うています。きのう災害に遭われた方は不審者とは関係はございませんが、私が質問を上げた時点、なぜこの質問を今回取り上げたかという、5月に小学校3年生の女の子が下校時に凶行に遭われた。また、何年か前から事件はたびたび取り上げられておることを住民の方々より、吉富小学校の児童については、梅津大丈夫かと。お前はちゃんとそのことについて勉強しているかというお声をいただいたので、今回、このような質問を上げているわけです。もう一回繰り返しますけれども、吉富小学校への不審者施策、児童を不審者から守る取り組みについて問います。

本町児童への不審者発生件数以外の件数をこの何年かでわかる範囲でお知らせください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

本町児童への不審者発生件数等についての御質問です。

過去3年間の発生件数についてお答えをいたします。

平成27年度1件、平成28年度3件、平成29年度1件、平成30年度5月末現在で1件となっております。

内容としましては、カメラで写真をとられたものが2件、声かけ、追いかかけが3件、その他1件となっており、発生場所につきましては、公園が2件、道路上が2件、その他公共施設、商店の駐車場がそれぞれ1件ずつとなっております。

被害の状況及び件数ですが、いずれも児童にはけがなどの直接的な被害はありませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今課長の答弁で被害、直接的な傷害はなかったというふうに言いましたが、心の傷はいかばかりかと思うときに、本町の児童についても遭われた子供の受ける心理的恐怖心というものまでは把握できていないだろうと思うので、改めてこういうことは許せないと思いつつながら、2番目の通学路について質問をいたしたいと思つています。

秋冬で日が短くなると危険な場所もふえます。また、工事などで一時的に通学路の状況が変わる場面があります。定期的な通学路の点検等を行っていますか。また、その前に、通学路はどのように定められていますか。お答えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

通学路については、まず学校長が児童の安全確保と安全に関する指導を行う上で、通学のための道路として指定しているものは通学路となっております。

吉富小学校におきましても通学路は定められておりますので、児童は定められた通学路を通過して学校に通学する、登下校をするということになっております。

通学路の点検という御質問ですけれども、これは平成25年度に全国的に通学路の緊急点検ということで本町においても豊前警察署、町、道路担当課の建設課、町教育委員会、小学校で安全点検、緊急合同点検をしております。

毎年の定期点検というところでは、定められた通学路を毎学期、学期ごとに教員が集団下校をしまして、その折に、危険な箇所等の有無の確認を行っておるところでございます。

先ほど通学路での工事の施工もあつているがというところでしたが、町発注の工事、あるいは等につきましては、工事の施工の所管と小学校と教育委員会、連絡が来た段階で安全対策はしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 同じ項目のところなんですけど、今課長の答弁、平成25年のと

き、私も議員をやっていたので、このときの総点検というのは主に交通に関する、車が子供たちをはねたので、歩道があるかどうかの点検と警察も含めて学校当局がされたというふうに記憶しています。

冒頭この質問に入るときに言いましたように、今回は、主に、私は6月新潟であった女兒殺害、線路で遺棄された、あれを受けて、特に不審者から子供を守るところを主観として質問しています。平成25年のときは、先ほど言いましたように、主に交通に関することだったと思うんですけど、合わせていわゆる不審者に対する形態という観点からも定期点検などはされていますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

不審者に対する定期点検ということは、先ほど言いましたように、毎学期、必ず教員が集団下校を一緒にして確認する中で、不審者というか、例えば、危ない箇所であるとか、暗いとか、路地というか、大きな塀があつて、そこから見にくいとか、そういうところの観点からは行っているということで考えております。そこも含めての定期点検ということでは考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 交通のときに考えると車が通らないから、ここは子供たちが道は広いし車にはね飛ばされることはないねと。だけど、車が通らないがゆえに、人が通らないがゆえに、今度、不審者が物陰に潜んで子供たちを危険な目に遭わせる、連れ去るというようなこともなきにしもあらずという観点から今質問しましたが、課長の答弁も受け、そのことも配慮されているということで、評価いたします。

引き続きまして、3番目の質問でございます。

登下校時、見守りについて。

吉富小学校児童への登下校時、見守りについてはどのようにされていますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

登下校時の見守りについての御質問ですが、3月の定例会でも横川議員さんの質問にお答えしたものと若干重複する部分はあるかと思いますが、改めまして現在の現状ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、児童の登下校の見守りにつきましては、さまざまな団体の皆様からの御協力をいただいております。毎月の1日、2日は登校指導日としまして朝の登校時に教員が街頭指導を行うとともに交通指導員、寿会、レディースの会員の方々も一緒に街頭指導を行っていた

だいております。

また、PTA活動の一環としまして、こちらがまさに日にちを決めずに御自分の自宅の付近で、下校時の危険箇所、あるいはそういう寂しいというか、人通りの少ないところ等を中心に見守り活動を自分のペースでやっていただいているところがございます。

また、町の防犯組合では毎週火曜日を基本に、児童の下校時間にあわせて巡回パトロールを実施をしていただいております、この巡回パトロールにつきましては学校の行事等にもあわせて巡回の時間を変更していただいたりなどの対応をしていただいております。

また、健康福祉課では放課後児童クラブまでの下校時、これは交通、梅津議員さんのいうところの交通の通り方の話にはなりますが、見守りとして、天仲寺下の交差点で毎日指導員を配置して行っているところがございます。広報等でも呼びかけをしておりますが、町民の皆様には青少年育成町民会議から日常の生活の中で、例えば、夕方の時間帯、朝の登校の時間帯に庭の掃除、あるいは水やりの時間帯をあわせていただいて、児童の登下校を見守っていただきたいというふうな活動を行っているところがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 同じ項目で地域の方々へ啓発、お願いというところで、防犯用語とかあるいはポスターとかの掲示で見守りについて、より地域の皆さんに協力をお願いするなどその機運の高まりというようなことを考えられるんですけど。現在、時々そういう標語なんかの掲示を見受けられるんですけども、そのことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

現在、例えば、掲示物等を使ってということは考えておりませんが、7月号の広報で青少年育成町民会議の呼びかけの1つで、下校時にあわせて見守りを行ってくださいとしか今まで4月号では書いていたんですが、今回は具体的に大体の帰る時間を広報でお知らせをしてその時間にあわせてというような活動の方法として1つ考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 不審者出るようとか啓発の意味で看板なんかも立てることを一案としてあるんじゃないかなということを意見として言いながら、次の質問に移ります。

4番目、児童への不審者から身を守る教育についてというところがございます。

誰に誘われてもついて行かない、子供はよく見かける人や自分の名前を呼ぶ人を知っている人だというふうに思ってしまうところがあるというふうに児童教育の先生の話で聞いたことがあります。

ます。そういったことを申しながら児童への不審者から身を守る教育についてどうされているでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） それでは、お答えいたします。

教育委員会の取り組みと学校の取り組みに分けて申し上げます。

教育委員会の取り組みといたしましては、入学時に1年生に防犯ベルを全員に配付しております。また、学校には不審者侵入などを知らせるベルを各教室に設置しております。

次に、学校の取り組みについて申し上げます。

日常的な指導といたしましては、いかのおすし、「いか」について行かない、「の」車に乗らない、「お」大声で叫ぶ、「す」すぐ逃げる、「し」知らせるという指導とよしとみの約束を教室に掲示し、指導の徹底を図っております。

よしとみの「よ」より道はしません、「し」知らない人について行きません、「と」友達と一緒に下校します、「み」みんなと安全に下校します。これを日常的な指導としております。

また、特設の指導といたしまして、1つは防犯教室、児童を対象に警察等を招いての具体的な指導を2年に一度行っております。昨年度はDVDを視聴し、安全な登下校と家での留守番中に人が訪ねてきたときの対応について指導をしております。

また、文書、メールでの注意喚起、町内や近隣市町での不審者情報が届いた場合、児童、保護者に対して注意喚起と安全指導を行うとともに保護者にも注意喚起を呼びかけるものでございます。本年度については、鈴熊での公園での不審者情報を受け、1回文書を配付しております。

学校の取り組みの最後ですが、職員研修でございます。不審者が侵入したときの対応について、不審者対応マニュアルを確認するとともに、実際に児童と職員自身を守る訓練を実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本教育委員会のほうでは、ちゃんとそういうことをされているというふうに今確認して安心しているところではありますが、安心は全ての予防にはつながらないだろうし、今後とも警戒を怠らず地域で子供たちを守ることは大切と思いながら最後の5番目のところを。

今教育長が触れましたけれども、マニュアルそのものについては触れられていないので、不審者マニュアルについてどのように、対応マニュアルについてここで説明できれば、できる範囲でお願いいたしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 学校で毎年発行しております教育指導計画書に記載し、毎年そのマニュアルを確認しているところがございます。例えば、日常的には子供が学校に入った後、門を閉めるとか、入口を限定する、不審者等区別がつくように入り口でチェックして札を下げるとか、そういったマニュアルが指導計画書に明記されております。また、そのマニュアルに従いまして、職員で、先ほど申しあげました訓練を実施するようにしております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） ずっと5項目つけて子供たちを不審者から守る取り組みについて問うてきたわけですがけれども、小学校の特に1年、2年、3年、まだまだ幼い子供たちが交通事故に遭うということも大変悲しいことでもありますけど、そういう変質者等々に誘拐されるということは、それに比してまだ悲惨な出来事というふうに捉えております。吉富に、ここに集う皆が地域の方とともに子供たちを守る取り組みを今後ともやっていってほしいというそう願いを込め、この1番目の質問は終わります。

続いて2番目の質問に移ります。

吉富漁港単独航路の浚渫についてでございます。

このことについては、昨年の大分県北部、福岡県の豪雨に基づいて土砂が流れ込んで単独航路が埋まったということに発して、経緯でございますけれども、私の捉えかたであるかもしれませんが、そのことを早期着工を要求した当時の漁協組合幹部が暴言、暴力的な態度をとったということで、町のほうも従前の災害時と違う厳しい態度で臨んで今があるというふうに思います。私も当初は、「何が何でも早く掘ってあげなさい。私は議員になりたちのころは同僚議員とこのことについて霞が関までお願いに行ったです」ということを申しながら、町に物を申してきたつもりです。しかし、時が進むにつれ行政難である担当課長などの言葉を聞くに当たり、これは譲れない問題であるんだなど。

また、隣町の町議さんと先日話したときも、そこの行政側も吉富町の行政マンの方の言うことはよくわかると、俺たちもそういう圧力に暴力的に負けて困っているときがあるというふうに聞くに及んで、ここはそれぞれ見解の違いがあるにしろ、譲れないというその町当局のやり方についても一定の理解はしているつもりです。その理解を前提に、私は数名の同僚議員とともに当初予算についてはほかの項目、先ほどの企画課長の言葉を借りれば、予算の各項目については異論がないというところで賛成してまいりました。ある意味、同僚議員の予算承認のときの賛成討論の言葉を借りれば、人質にないものがないからこのほかの悪くない予算項目について通せないというような人質にとるようなことはしないということをもとに賛成を得た意見だったというふうに私は自信を持っております。

また、当局についてもいつの頃でしたか、本当は浚渫はしたいんだと。したいけれども、している環境を早くというところであったというふうに私は捉えております。ということ前置きに、具体的に質問を行います。

1番目でございます。はい。（「うん」と呼ぶ者あり）1番目の前にごめんなさい。この書いていることをちょっと読ませてください。

吉富漁協同組合の改善策、再発防止策を受け、多くの町民方よりもう施工してもよいのではという御意見をいただいています。吉富町民というのはたおやかな町民が多いので、もういいじゃないか、もういいじゃないかというふうな感じであるのだというふうに思うし、私自身も友人知人から、「俺は退職してから漁業を始めようと思っているのに、梅津、お前は何で、予算どうするのか」と。「いや、予算そのことについては俺は言っているよ」とね。浚渫せれと言っているよと。それと予算通したことは全然別もんですよというふうに言っておるわけです。ということ前置きに質問をします。

具体的な再発防止策はどのようなものが提案されたか。この本会議場で御説明をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） これ質問に載っていないよ。梅津。

○議員（4番 梅津 義信君） だめですか。

○議長（若山 征洋君） はい。（発言する者あり）ちょっと無理です。先にこれを書いたとおりのことを聞いてからにしてください。

○議員（4番 梅津 義信君） 書いたということを今先に言うたやないですかね。全部私は。

○議長（若山 征洋君） いえ。町の考えを聞いてください。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は小さいこと言い過ぎて、そうやって今度は……。

では、改善策を受けて町の考えを伺いますと。合わせて具体的再発防止策はどのようなものが提案されたのかということをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

漁業協同組合から再発防止が4月20日に提出されました。それを受けてもう施工してよいのではとの意見をいただいているということでございますが、さきの議会でも申し上げましたように漁業協同組合が町と真摯に漁業振興に向き合える組織となることを見きわめた上で、浚渫について検討すると申し上げてきました。

その判断材料の1つとしまして、組合が組織として機能することや再発防止策が確実に実行するのはもちろん、漁港管理条例に基づいた適正な利用がされるかなどを見きわめた上で、浚渫の実施について検討する考えは現時点でも変わりはありません。つい先日の6月8日の町長、教

育長、全課長が出席した喜連島地区行政懇談会においても現漁協役員でも重要な役職にある役員が「ぶち殺すぞ」との発言がありました。再発防止策を遵守する意思が全くなく、再発防止策を組合自身が破棄したものと判断いたしました。これはちょっと重要なことですので、再度、繰り返し申し上げますと、現漁協役員でも重要な役職にある役員が「ぶち殺すぞ」と発言がございました。再発防止策を遵守する意思が全くなく、再発防止策を組合自身が破棄したものと判断いたしました。また、町が指定した場所へコンテナを移動設置したことに伴い漁港管理条例に基づく漁港占用申請手続を指導したにもかかわらず、手続並びに占用料を納付しなければならないことに納得がいけないと占用申請の手続きがされていない状況にあることから、浚渫の判断がさらにできない状況になったと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の担当課長の答弁を聞いて、私自身初耳であり、大きな驚きとショックといわゆる驚愕にたえない気持ちでいっぱいです。ただ、まことに申しわけないんですけども、今の課長、この間のスタンスから言うと課長を物すごく評価してきたんですけども、私としましては片耳だけを持つわけにはいかないの、本当に言ったのかということを確認した後この件については判断していきたいと思いながら、次の関連質問を行いたいと思います。

議会では平成30年の当初予算が二度否定されました。その後、専決処分をし、6月の定例会初日には専決処分の承認案が否決されました。議会において否決されたことと、単独行動を浚渫しないことについて関連はあるのかどうか。もう今、課長の質問でもう驚愕の答弁いただいたので、それを早く聞いておけば、この質問、私、するつもりもなかったんですけども、私はこれもう町長に聞きたい。町長が答えられるなら2番目のことを答えてほしいと思います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） まず、さきの航路の浚渫の件ですが、先ほど課長が答弁いたしたとおり、行政懇談会の場におきまして、突如、我々に向かって「ぶち殺すぞ」という発言がありました。その方は漁協の最高幹部である。その発言については、私どもが行政懇談会の内容を録音いたしております録音機の中にもきっちり録音をされております。ですから、間違いはないというふうに思っております。漁協の皆様方は改めて再発防止策を遵守しますという申し出ておりますが、全くその意思はないというふうに考えております。

それから、後の質問ですが、平成30年度の当初予算案についての関連はということでありますので、先ほど岸本議員さんの御質問にもつい少し答えましたが、改めてここでお答えをしたいというふうに思っております。

今回の漁業振興費の当初予算に計上がないという理由をもって当初予算案が定例会、

臨時会、合わせて二度にわたり否決をされました。また、執行部の対応策であります町民生活を優先した専決処分の予算の承認案件も先日6月6日に否決をされました。この判断について漁業組合の代表理事組合長の暴力行為よりも何があろうとも航路浚渫を何としても実施させようとする議会の過半数の皆さんの言動、実行力は多くの町民から見て称賛に値する行為でしょうか。当初予算案を二度反対、否決された6名の議員さん、専決処分の承認案件に反対、不承認とされた6人の議員さん、本当に立派な方々でしょうか。そして、まことに残念に思うことは先ほども少し発言をいたしました、自分たちが決して認めないと公言してはばからない当初予算案から先日の予算案に対して付随する今回の補正予算の委員会の採決について6月15日総務委員会で反対意見として臨時議会を月末まで引き延ばし、時間がないとうそぶいて専決処分をした今富執行部は議会による審議過程、結果を全く無視し、また、一顧だにせず、独善独裁の議会無視、住民無視の暴挙に出た。平気でうそをつき、議会、町民を誹謗圧迫し、少しも恥じることはありませんと反対意見がありました。大半の議員が平成30年度当初予算は認めない、しかし、否決をした平成30年度予算から執行された議員報酬を誰ひとり返納することなく受領し、また、あろうことか、議員政務活動費においてはみずからが署名、押印をした申請書を提出して4月の25日に受領して、その後も涼しい顔でまたも予算は認められないと訴える。この議員の対応はどう説明したらいいのでしょうか。この方々の思考回路はどうなっているのか不思議でならない。常に自分たち議員は住民の代表で代弁者を自負される。皆さん、この事実をどう判断するのでしょうか。一般町民、住民から見た場合、議員は言っていることとしていることが違うので言動不一致と見えるのでは。何が正義で真実か、真実は何か、住民代表を唱える方々で町政を議会で、議場で、大声で堂々と誹謗中傷し名誉を棄損してきた議員の方々は今後の身の置きどころは考えるべきではないでしょうか。なお、6月6日の専決処分の承認案件の否決の議決は皆様の追認によって私は無効だと考えています。このような議会の方々が訴える漁港の単独航路の浚渫は先ほどの漁業協同組合の役員さん方々の言動から見ても、議員さんの言動から見ても、当分の間は実施はすべきではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今回の2番目の単独浚渫については、私の町議の出だしからのスローガン「手と手を取り合い住みよしまちづくり」ということです。そういえば、もうそろそろこの吉富に町ににあったたおやかな吉富に戻るべきじゃないかという形の願いを込めたんですけども、もう課長の答弁に青天の霹靂みたいな驚きの答弁をいただいて、今の町長の断言の答弁をいただいて、こんなに悲しい思いで一般質問を終わることはありませんが、あきらめることなく、手を取り合いながらどうすればこの吉富町が発展できるのかということをも熱望しながら質問

を終わります。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は13時10分から。

午後0時21分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。吉富町第7次行政改革実施計画の進捗状況が公表されました。町民への約束を果たしているのか。真摯に取り組んできたのかを正したいと思います。

真摯に受けとめるとはしっかりとつかむ、本当にまじめにということですか。本当にまじめに取り組んでいることを町民の皆様にご存知いただきましょう。

では、今町長は、人口1万人を目指すそのための政策をとってきました。人口1万人を目指す政策とその検証についてをお尋ねします。

町長の任期中に行った人口増の政策としてその成果についてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町が人口の増加に向けて実施しております政策につきましては、平成23年度から12年間のまちづくりの指針として策定いたしました第4次吉富町総合計画を受けまして、現在では第4次吉富町総合計画中期基本計画及び吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして積極的に展開をしているところでございます。町長の任期中ということでございますが、人口が何人増加したかにつきましては、3つ目の質問の検証というところにも関係することになりますので、それにつきましては後にお答えさせていただきたいと思っております。

総合計画の中期基本計画や総合戦略の実際の実施期間であります平成28年度からの状況について御説明をしたいと思います。

人口の増加に直接結びつきまして、かつ、数値であらわすことのできる主な政策としましては、まず、定住化促進奨励金の交付制度でございます。この制度を利用し、町外から転入、そして、転入後、子供さんが生まれるなどで合計67名の人口が増えております。このうち、創業促進支援の事業の補助金の交付制度を活用した方もこのうち1名いらっしゃいます。また、同じく町外からの転入で、空き家・空き地バンクの利用によりまして3名の方が転入されております。それと、あと新生活応援補助金交付事業で51名の方。それと、最近ですが、町営の別府団地や県営

の小犬丸団地の増築によりまして町外から合計27名が増えているようでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。数字を列挙していただきました。こんだけ増えたのに人口が実際は減っておりますね。なかなか人口1万人には届かないようですが、過去10年間の人口推移を示してくださいとありますができますか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

それでは、過去10年間の人口の推移についてお答えいたします。

年度末ごとの人口と前年対比を申し上げます。

平成20年3月31日は7,328人で前年より47名の減です。平成21年3月31日は7,183名で前年より145名の減です。平成22年3月31日は7,126人で前年より57名の減です。平成23年3月31日は7,132人で前年より6名の増です。平成24年3月31日は7,160人で前年より28人の増です。平成25年3月31日は7,046人で前年より114名の減です。平成26年3月31日は6,988人で前年より58人の減です。平成27年3月31日は6,912人で前年より76人の減です。平成28年3月31日は6,882人で前年より30人の減です。平成29年3月31日は6,813人で前年より69人の減です。ことしの平成30年3月31日は6,807人で前年より6名の減となっております。10年前の平成20年3月31日、人口が7,328人と10年後の平成30年3月31日の人口6,807人を比較いたしますと521名の減となっております。なお、補足になりますが、先月の5月31日の人口ですが、ことしの3月31日と比較いたしますと46名の増の6,853人となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 10年間、今富町長が就任してから571名ほど減っておりますね。いろんな人口1万人増を目指す政策では減っておりますが、3に行きます。

次の3番、2の結果は検証したのか。具体的な説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この結果を検証したのかということですが、本町では平成27年度にまち・ひと・しごと創生の総合戦略を策定いたしまして、その中で戦略の実現に向けて効果的な施策を企画立案するための重要な基礎資料と、検討資料としまして人口ビジョンを掲げております。これは吉富

町における人口の現状を分析し、人口に関する町民の意識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の推移を展望するものであります。現在、町で行っている人口増のための施策の全てがこの戦略に基づいて実施されております。また、戦略策定以前から実施してきたものについてもこの戦略の中に盛り込まれているものでございます。

御質問にあります結果、検証についてなんですが、この戦略の策定以降、つまり平成28年度と29年度につきまして戦略の効果検証という形で実施をいたしております。

具体的には、町内外の各分野の専門家15人からなるまち・ひと・しごと創生有識者会議を年度末に開催し、戦略に掲載されました取り組みの実施状況を報告、検証するとともに、その年度の人口の推移についても幾つかの項目について項目ごとに分析をしておるところでございます。

この分析項目なんですが、吉富町の総人口の推移、出生や死亡といった自然増減、それから転入、転出といった社会増減、それと本町と他の市町間の人口移動の状況、それと近隣市町の社会増減の状況、また合計特殊出生率の動向などについてでございます。

それとまた、総合戦略における重要業績評価指標。いわゆるKPIなんですが、この指標として人口の社会増数、移住定住促進制度による人口増数、増える数ですね、それから空き家・空き地バンク利用による転入者数、それから地域おこし協力隊導入数、合計特殊出生率など人口増に係る指標を掲げておまして、これらにつきましては、それぞれの施策ごとに実績について検証したところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） KPIという言葉が出てきました。それについて幾つか、何というんですか、項目があると聞いておりますが、それについてもう少し詳しく、例えば、空き家対策がありますかね。それについてどれだけの結果が出たのかとか、それから移住してきた、移住して吉富に移った人がどれぐらいであるか。特殊出生率と言われましたが、新生児ちゅうんですか。そういうところの結果をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の指標となりましたところの分析の一部なんですが、人口の社会増数、増える数につきましての検討につきましては、計画を策定した時点におきましては、これはマイナス50人、年間50人の減は避けられないというようなところでのスタートでございました。それにつきまして、28年度の検証結果はそれがマイナス10人というところでおさまったということで、策定時に比べて、大分、人口減には効果があったということで、人口の減少につきましては効果があったと思っております。それから、29年度の検証につきましては、この社会増につ

きましてはプラスに転じましてプラス43というふうになりましたので、この施策が人口増加のための施策としては、結果的にはよかったのではないかなというふうに判断されているところでございます。

それから、移住定住促進制度による人口の増数につきましても、計画を策定した時点では年間18人というふうにしておりましたが、28年度の検証結果ではプラス36人でした。目標より上回りました。それと、29年度の検証につきましても、先ほども言いましたが、プラス70人ぐらいになっているわけでございます。

それと、空き家・空き地バンクの利用による転入者数なんですが、これにつきましては、計画策定時はまだ立ち上がっていない状態でしたので数字はないんですが、28年度の検証につきましては、残念ながら増はありませんでした。が、29年度につきましては、プラス3というふうになりました。

あと、合計特殊出生率につきましても、計画策定時につきましては1.43という数字で設定しておりましたが、28年度検証では1.76というふうになり、大分、数字が上がりました。残念ながら、ちょっと29年度の検証では1.73というふうになり、ちょっと下がったんですが、いずれにしても計画策定時より上回った数字で行けているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 非常に分析が難しいかと思いますが、例えば、今お聞きしましたが、どれやったかな、移住ですか、28年は36、29年は70名のプラスを見たということですか。数字しかわからないわけですが、どういう内容というんですかね、どういうんですかね、家を建てて移るとかそんなんじゃないかと思いますが、町長が言われるようなIターンちゅうんですかね、そういう結果が出たのかとか、70人プラスになった内容を確認したのかというようなことも合わせてお聞きしたいと思いますが、政策のどの部分がこういうふうにつながったかと担当としては考えておりますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

議員さんがおっしゃいました今のプラス36人、移住定住促進に関する人口のところなんですが、これは具体的に言いますと、企画財政課のほうでやっています定住化促進奨励金の交付金の活用をされて町外から町内に引っ越しをされて家を新築されたとか、それか、物件を購入されたということですね、そういった方の数字でございまして、それにつきましては年度ごとに集計をとってございまして、先ほども言いましたような28年度の数字、29年度の数字というふうにより具体的に

的な数字が出ているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。もう次に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 次に行かないかな。後で聞きましょうかな。はい。

次が、待ってくださいね。——2番目に行こうかな。

では、行政改革実施計画の進捗状況のうち、一般行政部門の表中で15番新規とありますが、所管は産業建設課です。28年度検討に入り、29年度、30年度実施とあります。29年度の実施計画の進捗状況が示されています。項目は安全対策公共施設の維持管理業務の民間委託に関してです。項目の具体的説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 委託者と災害時どのように連携、これまで質問しておいて下さい。

○議員（7番 是石 利彦君） ああ、そうでした。ごめんなさい。ほいじゃ、ありがとうございます。

括弧含めますね。委託者とは災害時どのように連携するのも含めてお答えいただきます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

委託したものにつきまして、まず、お答えさせていただきます。

民間委託したものにつきましては、1つ、道路のパトロール業務がございます。これは町道の維持、管理人に草刈りのと合わせて町内の道路の補修が必要な箇所について点検をしていただき、報告を受けております。それ以外については、まだ現在委託はしておりません。

それでは、御質問の件についてお答えさせていただきます。

災害時の委託者との連携についての御質問であると思いますが、行政改革実施計画進捗状況で掲げられている民間委託を検討している施設として、黒川最下流にある排水機場運転管理や町内の水路に設置しているダンパーの開閉操作を想定しております。当該施設は昼夜を問わず、梅雨や台風時の降雨による住宅や農地などへの浸水を防ぐため、職員が機械運転操作、漂着したごみなどの除去や処理運搬を行っておりますが、その運転回数は過去5年で年平均6回程度、直近の平成28年度で11回、平成29年度は5回の運転実績がありました。

では、その業務を委託した場合の受託業者との連携として、被害を最小限に抑えるためにも運転状況や河川の増水状況や潮位などの状況報告などを考慮しつつ機械運転の継続または停止、ダンパーの開閉時期などを判断するための情報共有が一番の連携であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そもそも……ああ、そうじゃな……今言われました排水機場の管理とか雨水の町内水路ダンパーの開閉とか、そういうものは、今、町職員で行っておりますが、そういう非常に何というんですかね、シビアな問題が起こってくると思うんですね。例えば、問題が起こったときの補償とか、そういうことが起こり得ると思うんです。それだと、民間委託にはそぐわないのではないかなと私は危惧するんですが。そのへんの対応というか、そういうお考えはどのようになっておりますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今、現在まだ検討しておりますのが、機械の運転操作、これは専門的なものと単純な機械操作とがございますが、機械がいざ故障したときの対応というのは職員じゃなかなかできかねます。そういった部分を専門の知識のある業者に委託することが最善じゃなかろうかということでの検討はしておりますが、現在のところ、まだその委託までには至ってはおりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 専門性といいます、ただし、例えば、失敗とはおかしいんですがね、何かあったときに民間委託したらば、民間にもう全部任すわけではないんでしょうから、その何ていうんですかね、責任問題がどのようになるのかちゅうのがちょっとさっきの答えでなかったと思いますが。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今言われた責任問題ということで、冒頭答弁しましたとおり、機械の運転、また停止、それからダンパーの開閉等については、受託業者と情報を共有しながら最終的な判断は担当課の私が判断をいたしますので、そういった事故等がございましたら、その事故の内容にもよりますが、その責任は受託者または町になるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） じゃあ、次に行きます。

2番の組織・機構関係。（1）時代に即応した総合的、機能的な組織・機構の見直しとあります。その17番では、これは継続区分となっております。項目は総合調整会議の開催、実施概要では、各課横断的事業については各課の依頼により、随時、開催するとあります。その進捗状況について詳しい説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 質問の、今、進捗状況についてのお尋ねでございますが、最初、目的とメンバーとでよろしいでしょうか。（「それで結構です」と呼ぶ者あり）

はい。お答えいたします。

総合調整会議の目的でございますが、町が行う事務につきましては吉富町課制条例及び吉富町行政組織規則に基づきまして、それぞれの課の責任におきまして所掌事務を遂行しているところでございますが、事務や事業の中には課を横断して実施するものも少なからずございまして、その場合に関係各課の調整や協議が必要となってくるわけでございます。

そこで、行政運営において機動性を発揮し、総合的に調整を行うことを目的として総合調整会議を開催しておるところでございます。

メンバーなんです、その時々課題やテーマに応じまして関係各課の課長、係長、担当というふうなところでのメンバーになるわけでございます。

以上でございます。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい。進捗状況1回となっているでしょう。進捗状況はなぜ1回しか開かなかったのか。それも合わせて。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では、進捗状況でございます。

この総合調整会議なんです、先ほども言いましたように、2課以上に及ぶ横断的な事務等で関係各課において調整や協議が必要な場合に、最も関係するであろう課のほうからの依頼に基づきまして、随時、開催というふうなことでなっております。

この29年度につきましてはたまたまそういったことが1回しかなかったということで、1回の調整となっているわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。質問の通告に順じて質問をしてください。

○議員（7番 是石 利彦君） 済いません。そのようにしているつもりなんです。ええと、今の答えの中で、今回はたまたま1回だけだと。28年、29年も1回なんですか。その辺ちょっと合わせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

28年度の回数は1回でございました。29年度も1回ということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 印象としては非常に少ないような気がするんですね。各課に横断

するような事項はもう必ずいっぱいあるわけですね。その各課の調整会議というものは行われ
ないとうまく運用もできないだろうと、私、考えるんですが。何で1回なんでしょかね。各課
から依頼によって開くと言いましたが、各課からは依頼はないと考えていいんでしょうか。ちょ
っと不思議な感じがしますが。この、総合調整会議の開催は非常に大事なことで、私、認識しと
るんですね。以前は各課の課長なり、担当が寄せ合って1つの事象に関していろんな意見を出し
合って決めていたと、私、認識しておりますが。ですから、それぞれあると思うんですよ。こん
な大事な調整会議が1回しか行われないうのは不思議な感じがしますが。開かれていないん
だからね。そうなんです。これは、多分、私の印象ですが、各課で、その下にも書いてありま
すが、トップダウンでやりますんでね、町長がこうなさいと、こうやってくれと言え、そこ
の担当課はそれに従ってやるんだろうなと思いますが。そういうことで、適正な調整会議が開か
れるのかどうかというのは疑問ですね。

そう言っておいて、次に移ります。

それから、次。何。

○議長（若山 征洋君） 18番ですか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ほんじゃ、聞きましょうか。トップダウンだから必要ないんでし
ょうか。担当課長、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、この総合調整会議は、2課以上の課に及ぶ事務や事業等で調整や協議
が必要な場合にその主管課からの依頼に基づき開催することとしております。各課、事務上調整
することはあろうかと思いますが、その課同士での話で簡単に行く話ができれば、この総合調整
会議にまで上がるということはございませんので、そういった意味では、各課同士での調整は結
構行われていると我々は思っております。ただ調整がもっと広く皆さんに、各課にわたるとい
うところで周知の段階になれば、総合調整会議というふうに上に上がってくるわけでございま
すので、その回数は28年、29年は1回しかたまたまなかったというようなことだと思います。

そういうことでございますので、必ずしもそれが回数が少ないからといって、それが町長のト
ップダウンによるというものとは全く関係のないところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そうは思えないということで、次に行きます。

18番、総合的な土地利用の推進についてわかりやすい説明を求めます。

進捗状況の都市計画マスタープランを指針とした調和のとれた土地利用を推進したという説明。

合わせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

総合的な土地利用の推進につきましては、調和のとれた土地利用の推進をすとし、都市計画マスタープランの推進、用途地域への住宅建設の誘導、工業用地の確保を主要施策として掲げております。

まず、都市計画マスタープランの推進については、都市計画マスタープランに基づく長期的な展望に立った都市計画を進める中で、土地利用区分に沿った土地利用の推進を行い、用途地域への住宅を誘導ために集落内の狭隘な道路の整備と合わせて下水道などのインフラ整備を実施しているところであります。

また、農業振興地域内においては優良農地保全のため、基盤整備の積極的な推進をしているところであり、今年度界木地区ほ場整備が完成しましたが、今後も引き続き他地区においても基盤整備の推進を進めていきます。

次に、工業用地の確保については、本町は行政面積が狭く、土地の確保は容易ではありません。工業用地の候補地として考えられる農業振興地域内の農地は、農振法や農地法なども関係し、基盤整備を推進していることから選定については企画財政課と連携しつつ慎重に検討し、適地を選定しなければなりません。

また、地権者の理解と協力も必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 随時会議を持ったんだろうと思いますが、年間どれぐらい持ったんでしょうか。この29年度進捗状況を作成するには。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 特に会議は持ってはおりません。（「持っていないの。ああ、そうですか。はい」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 特に会議がないんですね。これも進捗状況という都市計画マスタープランはもうとにかく担当課と、これは企画財政課と産業課が所管となっていますが、2課が会議は開いていない、もう2課でもあるにもかかわらずやっていないということを今言ったわけでしょうか。——やったんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど企画財政課長がお答えしましたように、関係するものに

についてはそれぞれの課で必要なときに調整をしておりますので、特別、会議という形での打ち合わせはしていないという意味で、「ない」というふうにお答えした次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 次にまいります。次は20番。これも継続区分です。項目は機構改革の実施とあります。所管は総務課。

概要は、人口増に向けた地方創生の取り組みを全庁舎的に推薦するための組織機構の見直しを行うとあります。機構改革の実施についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

機構改革の実施についての説明を求めるということでございます。

第7次吉富町行政改革の実施計画は、平成28年度、29年度、平成30年度の3カ年の計画となっております。28年度及び29年度における機構改革の取り組みについて御説明をいたします。

平成28年度は、平成28年3月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を全庁的に推進するため、企画財政課内地方創生推進担当を2名配置いたしました。

また、住民課、企画財政課、総務課の3課で対応していました空家対策につきましては管理を住民課、活用を企画財政課と位置づけ、効率的な業務遂行を図りました。

28年度の取り組みにつきましては、昨年5月の広報よしとみに同封した進捗状況でお知らせをいたしております。

続きまして、平成29年度でございます。

住民の利便性の向上を図るため庁舎増改築に伴い2階にあった上下水道課を1階に移動し、住民の窓口業務を1階に集約をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） きょう前半の同僚議員の質問の中にもありましたんですが、組織機構の見直しということ。それが水道課を1階に移動して、総務課を2階に引っ込めてということが組織機構の見直しにつながるのかどうかとはなはだ疑問に思います。同僚議員の質問がありましたので、これぐらいにしておきましょう。

次に、同じく一般行政部門の定員及び給与関係、定員管理の適正化、これも継続区分です。項目は、定員適正化計画の推進、総務課所管ですと。定員適正化計画の推進についてを説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、これ議員。これは定数管理の適正化という質問じゃないですか。定員じゃないで定数ですか。こっちに通告に書いておるのは定数管理の適正化ちゅ書いてある。

○議員（7番 是石 利彦君） ああ、そうですか。定員ですけど。あら、ごめんなさい。私のミス。（1）は定員管理でした。定員管理と訂正をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

職員の定員は、この定員適正化計画で派遣職員3人を除き76人となっております。平成28年度及び平成29年度における定員適正化計画の推進状況について御説明いたします。

平成28年度は、平成28年4月1日時点の定員数が73人と3人の不足がございましたので、不足した定員を補充するため、民間企業職務経験者を対象に採用試験を実施し、年度途中の11月1日に3人を採用し定員を確保いたしました。

平成29年度は、平成29年4月1日採用予定の職員試験合格者のうち1人が辞退、また、平成28年度末に職員1人が依願退職したため、平成29年4月1日時点の定員数が74人と2人の定員不足でございました。平成29年度は年度途中の採用はせず、臨時職員で対応をさせていただきました。

なお、平成30年4月1日時点の状況でございますが、74人と2人の定員不足でございます。これは平成29年度に採用試験を実施し、定員不足を採用する予定でございましたが、身体障害者手帳保持者試験の応募者がなく、また、保育士試験の合格者が辞退をしたため2人の不足となっております。この不足分については臨時職員で対応をするようにいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。時間、気をつけてください。あと9分しかありません。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。わかりました。ありがとうございます。進捗状況の説明があれなんです、ここに29年度職員数は派遣職員を除く職員が74と書いております。進捗状況の欄のところでは、在職職員数77名うち派遣職員が3名と、これは派遣職員3名を含むように記録されておりますが、左のところでは派遣職員を除くというのは、28、29、30と同じ書き方なんです。ここは何か書き方が違うんですが、何か意図があったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 特に意図はございません。派遣職員が3名いるということを明記しているわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同じ書き方でいいと思うんですね。職員が74名で派遣職員3名を除くといいと思うんですが、定員上は、たしか81名とお聞きしておりますね。条例による定員。それで29年度は76の計画が実際は74名で2名足りないわけですね。2名足りないにもかかわらず派遣職員を出しているということによろしいのでしょうか。もう一度説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

派遣職員は3名ございます。派遣職員を除く定員が76人で、そのうち2人が不足をしたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員、次に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、ちょっと待ってください。これ大事なところなんですよ。2名足らんのですよね。派遣職員を現在3名出しております。そのうち2名が中学校組合に出しております。ちょうど2名が足りないところを、この方々を、優秀な職員を本庁に戻せば臨時職員を使わずとも実施計画が達成できるということなんです。要は、そのことはなぜできないのでしょうか。もう一度、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 質問はもう次に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 一番大事なところなんです。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。はい。

○議員（7番 是石 利彦君） はい、申しわけない。大事なところ、ちょっと抜けてしまいました。はい。では、後で言いましょう。どこやったかな。

7番、経費の節減合理化等財政の健全化関係、経費全般の節減合理化と予算の厳正な執行とあります。

37番、事務消耗品の単価入札の実施についての説明を求めます。合わせて38番も節減に関することです。経費全般について節減合理化と予算の厳正な執行をと書いてありますが、実施項目と節減の効果・金額等について説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では、私のほうから37番のほうについてお答えをさせていただきます。

事務消耗品の単価入札につきましては、本町及び町の各機関において、ファイルなど比較的購

入数の多い事務用の消耗品についてのみ品目ごとに単価入札を行い、最も単価が低かった、安かった業者から購入するようにしておるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） その下の38番についてお答えをいたします。

実施項目について御説明をいたします。

計画書にありますとおり、会議などで長時間離席する際のパソコン電源のオフ、昼休み事務室の一部消灯、その他のOA機器も常時立ち上げておく必要のあるものを除き電源のオフなど継続的に経費の削減に努めております。

なお、この実施項目は、平成17年度の第4次行政改革実施計画から継続して取り組んでおりますので、取り組み前との金額の比較は電気料金の値上げ等もあっておりますので数値でお示しすることができませんが、節減の効果はあると思っております。

また、平成29年度は実施状況にも記載しておりますが、申告用パソコン6台について、まだ利用が十分可能であったため再リース契約を締結し平成29年度で17万9,000円の削減が図られております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今実施計画によって削減金額が示されました。同僚議員がきょう前半でも質問がありましたが、庁舎増築の実施計画の中に備品の購入の件がございました。それについては、この中にも御町内の業者の中で最低価格だと、そのような書き方をせんと、これはまた町民の方々が削減がうまく、ミスリードというんですかね、読み方によってはよくやっているというふうに捉えかねない非常に華美な、今まで2万幾らだったものが4万幾らとか非常に高い備品を購入の予算が組まれておりました。非常になかなか削減にはつながってはいないんだろうと思いますが、こういう進捗状況のこの公表に正しく書き加えるべきだと思います。

それから、先ほどの職員数の2名減の弁も派遣職員を3名他組合に派遣しております。そういう方々をまず本庁に戻して町職員の能力を十分に発揮できるような人員配置をすべきと私は考えます。中学校組合の豊前からの組合議員さんも吉富町から2名の派遣を戻すというのはよく、

「正しいですね」と言っております。できるわけですよ。豊前市には人材もたくさんおりますし、豊前市の人材を2名派遣していただいて、吉富町の中学校組合派遣職員を本来の吉富町の行政に配置するとそういうことを提言しまして、一般質問とします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。先ほど町内業者という発言があったのかな。あれ。それほどこれから……計画書はどれかに書いとったんですかね。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、書いていませんよ。だから、書いたほうがいいんじゃないですかと。だから、削減にはね、例えば、グッデイとかいろいろ他市町村の業者も入れると削減ができるということだろうと思います。それも含めて削減をしたというのはちょっと書き方がずれちよるんやないかなと、町民の皆様これ読んでいただいた方がちゃんと執行しているように感じないかもしれない。（発言する者あり）書きなさいちよるんですよ。（笑声）（「この進捗状況の中で」と呼ぶ者あり）最低価格ちゅうたけど、最低価格はどこから最低価格とったろうかちゅうの書いてないじゃないですか。これは私の意見ですから。

○議長（若山 征洋君） 書いたほうがいいですよということ。

○議員（7番 是石 利彦君） そうです、そうです。ごまかしせんようにと。74名のところを77にするとかいうような姑息な……（発言する者あり）思ってしまうでしょう。ミスリードです。

○議長（若山 征洋君） そういうことだそうです。

これで一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時01分散会
